

## 令和元年度第4回情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 令和2年2月27日（木）午後1時～1時30分

2. 場 所 名張市役所 2階 201会議室

3. 出席者 委員 辻 陽  
同 國富 静代  
同 中野 栄蔵  
(木村 那津子委員 欠席)  
(下庄 隆文委員 欠席)

### 4. 審議事項

4-1 公文書非公開決定について（名張市長）

### 6. 審議内容

4-1 公文書非公開決定について

#### (1) 実施機関からの説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が名張市情報公開条例に基づき行った令和元年10月3日付の公文書公開請求に対し、名張市が行った令和元年10月18日付名維第563-001号の公文書非公開決定の取り消しを求めるものである。

請求内容は、令和元年8月29日午前10時50分頃、三重県名張市西田原199番地2南西約80メートルで発生した交通事故に関する書類一切であり、同交通事故の原因となった道路の陥没の調査及び修復工事に関する書類も含む。

特定した公文書である「交渉記録・写真」には、事故の相手方、保険会社等と当市担当者の直接のやり取り、事故の相手方の所有する車両等の個人情報が記載されている。

また、令和元年10月18日の公文書非公開決定当時、当該事故については第三者と当市の間で示談交渉が行われており、今後争訟になる可能性が見込まれ、令和2年2月27日現在、現に争訟が係属している。したがって、当該公文書は事件の事実認定に直接関わるものであり、争訟における具体的方針に該当すると判断し、非公開決定を行った。

このことに対し審査請求人は、対象の公文書に特定の個人に関する情報が含まれているとしても、特定の個人が識別され、または識別されうる部分について非公開とすれば足り、すべてを非公開としたことは違法であると主張している。

また、写真については客観的な記録であって具体的方針あるいは一般の方針とはいえず、交渉記録についても本件交通事故の解決の方向性について記載された部分を除き公開できるはずであるとして審査請求に至った。

## (2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 写真について、事故車両のナンバーが写っていない場合も個人の識別情報にあると主張する根拠は。

○一連の写真の中には、事故車両が遠景に写りこんでいるのみであり、それが事故車両と容易には判別できない写真も存在する。そのため、部分公開決定も検討したが、写真を連番で見るとあたり、時刻が経過しているにも関わらず同じ位置に駐車されている車両は事故車両であると特定しうるため、個人の識別情報にあるとして非公開決定を行った。

イ 車両が写っていない陥没箇所の写真については、個人の識別情報ではなく訴訟に関する事項であるため非公開決定を行ったという理解でよいか。

○お見込みのとおり。

ウ 非公開決定を行った時点では、当該事故は争訟にはなっておらず、示談交渉の段階だったということだが、実施機関は争訟になる可能性が高いという判断のもとに非公開決定を行ったのか。

○お見込みのとおり。

以上の質疑を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申52号)